

第3回 南阿蘇村使用料等審議会 概要

1 日時 令和4年12月23日（金） 午後1時30分～午後3時30分

2 場所 南阿蘇村役場 2階 庁議室

3 出席者 委員 5名（1名欠席）
事務局 総務課3名他公共施設所管課

4 議事要旨

(1) 前回審議会の振り返り（資料1）

- ▶ 事務局から説明。使用料算定における基本的な考え方や、前回審議を踏まえて新たに考慮した事項（施設の新旧による差別化）など、使用料の算定過程を（2）と併せて説明。

(2) 使用料の算定について（資料2-1～2-3）

- ▶ （1）と併せて事務局から説明。使用料の算定過程は以下のとおり。

① 基本的な考え方

- ▶ 使用料は、次の3点から算定。なお、基本的な算定式は以下のとおり。

- I 統一的な使用料原価（1時間当たりあるいは1人当たりの金額）の算定
- II 受益者（利用者）の負担割合
- III 受益者負担の急激な増加を緩和する措置

使用料 = 使用料原価 (①) × 受益者負担割合 (②) ※ 10円単位切上げ

② 使用料原価の算定

- ▶ 使用料原価の算定式は以下のとおり。なお、経費は過去3年度の平均値、年間利用可能時間、稼働率及び年間利用者数は前年度の数値。

- I 1時間当たりの使用料（会議室、調理室、体育館、グラウンドなど）

使用料原価 = $\frac{\text{経費} \times (\text{貸出箇所面積} \div \text{施設総面積})}{\text{年間利用可能時間} \div \text{稼働率}}$

- II 1人当たりの使用料（プール）

使用料原価 = $\frac{\text{経費} \times (\text{貸出箇所面積} \div \text{施設総面積})}{\text{年間利用者数}}$

③ 受益者の負担割合

- ▶ 当該施設に係るサービスの提供（設置や運営、維持管理）は、行政が担うべきものではあるものの、大多数の住民が日常的に必要とするものではないため、利用者の負担割合は25%とする。

④ 受益者負担の緩和措置

- ▶ 当該施設で村民の使用料が0円となって以来10年以上が経過しており、金額を急激に増加させた場合、利用者の減少を招く恐れがあるため、平成23年7月までの徴収額の2倍を上限とする。

⑤ 類似施設間での使用料の調整

- ▶ 使用料は、前述のとおり算定するが、類似施設間で稼働率の偏りが生じないように調整を行う。なお、施設の経過年数に伴う老朽化等を考慮し、築年数（改修からの年数）が20年未満の施設の使用料は1.5倍に割り増す（10円単位切上げ）。

(3) 各施設の使用料（案）について（資料3）

- ▶ 事務局から説明。審議の結果、使用料の算定方法及び金額については適当と判断いただいた。ただし、村外居住者の使用料は、村内居住者と同額であると現在の金額から下がるものが多い点や、税負担の点などから1.5倍に割り増すこととなった（10円単位切上げ）。

○ 主な御意見

- ▶ 各施設の利用実態が把握できていない点や、稼働率の点からは、居住地を問わず使用料が一律でも妥当性はある。
- ▶ 一方、使用料が一律では税負担の点もあるが、感情面からの理解が得難いように感じる。
- ▶ 村外居住者の使用料を割り増すのであれば、ルール（村内料金の適用基準など）の整備や利用実態（申請内容との乖離）の確認が重要。
- ▶ 村外居住者の金額を下げても使用料を一律にする必要はないのではないかと。見直しの際に、利用状況に応じて減額を検討すればいい。
- ▶ 見直しの際には、個人単位の使用料についても検討（利用状況に応じた料金設定）が必要。

(4) 審議結果 答申（案）について（資料4）

- ▶ 各委員、記載内容について了承（村外居住者の使用料は修正）。以降の軽微な加筆修正については会長一任。
- ▶ 答申は令和5年1月中に行う。 → 令和5年1月27日（金） 午後2時から実施

(5) 使用料の適正化に関する基本方針（案）について（資料5）

- ▶ 事務局から説明。これまで審議いただいた使用料の算定方法、考慮すべき事項その他基本的な考え方を定めるもの。各委員、記載内容について了承いただいたため、庁内で決裁のうえは、今後の使用料の適正化については本方針に基づき行うものとする。

以上